

特集／日本国憲法と生存権

憲法25条「生存権」の具体的内容とは何か

金澤 誠一

はじめに―課題について

日本を「戦争する国」にするため、9条を破棄し、憲法を全面的に改悪する攻撃が強められている。この「改憲」攻撃は、国民の生存権、勤労権などの破壊攻撃と密接に連動して展開されている。ここでの課題は、現代社会において、憲法が保障する「人間に値する生活」を営むための最低生活とは何かを検討することにある。

最低生活の考え方は、逆に言えば、何をもって貧困と考えるかということである。いわば、貧困ライン＝最低生活ということになる。これまでの貧困の考え方は、絶対的貧困論から相対的貧困論に移行したといえる。それは、特に朝日訴訟の判決が果たした役割が大きい。しかし、今日、相対的貧困論の欠陥が顕在化しているようにみえる。

相対的貧困論は、端的に言って、一般世帯との対比で貧困を測定するものである。一般世帯の生活様式や慣習、社会活動の変化に対応して、それらを反映した貧困ラインも変化すると考えるのである。しかし、この考え方からすると、一般世帯の生活水準が低下している場合、それに応じて貧困ラインも低下することになる。それでは、貧困ラインはどこまで低下するかわからなくなる。それでは「人間に値する生活」を保障するという貧困ラインのもつ抵抗線・防波堤としての機能が失われることになる。

事実、生活保護基準は、老齢加算や母子加算の削減・廃止が断行され、そしてまた、2006年の「骨太方針」に示されているように、保護基

準の本格的な引き下げを図ろうとしている。「人間に値する生活」＝「健康で文化的な最低限度の生活」とは何か、今、問われているのである。この小論では、相対的貧困論の主旨を活かしながら、新しい貧困論を模索している。特に、タウンゼントとアマルティア・センとの論争を手がかりとして、センの貧困論が検討されている。

保護基準は、これまで最低賃金や最低保障年金、就学援助、課税最低限、民事再生法、生活福祉資金貸付制度などの目安としてその影響力が大きかったといえる。しかし、保護基準が引き下げられている現状では、すでにわが国では抵抗線・防波堤としての貧困ライン＝最低生活基準が存在しなくなったのである。したがって、下から労働組合から「人間に値する生活」に必要な最低生活基準を創出する必要がある。センの貧困論を手がかりとして京都総評が試算した「最低生計費」は、その意味で大変意義深いものであろう。その算定の際の基本的考え方が検討されている。

最後に、この京都総評の「最低生計費試算」を機軸としたナショナルミニマムの構築が必要とされているが、その考え方が検討される。

1. 絶対的貧困論から相対的貧困論へ

(1) ラウントリーの絶対的貧困論

ラウントリーの貧困ライン＝最低生活の考え方 (B. S. ラウントリー著、長沼弘毅訳『貧乏研究』(株)千城、1970年) は、その最低生活費の算定の際の費目の想定にみられる。例えば、食

費については新鮮な肉は一切含まず、当時のワークハウスで提供されている食費よりも低い額であった。家庭雑費については、旅行、慰安、贅沢、病気、葬式などの場合を一切考慮しない、ただ健康時に焦点をあてたものであった。およそ肉体的能率をたもつために絶対必要な物以外は買ってはならないというものである。こうした貧困観は、飢餓水準であり、歴史的にも社会的にも変わらない絶対的貧困である。また、貧困調査に際しては、欠乏や汚雑といった貧困の証拠があるかないかを丹念に確かめ、ボロを着ている子どもの顔色で判断したこともあったというように、誰の目にも明らかな「見える貧困」でもあった。

ラウントリーは、次のように貧困を定義している。「第1次貧乏」とは「単なる肉体的能率を維持するに足る必要生活費（貧困線）を下回る状態」であり、「第2次貧乏」とは「有用（医療など）であれ、無用（飲酒など）であれ、収入の一部を他の支出に向けられない限り、単なる肉体的能率を維持するに足りる状態」である。この貧困基準以下であれば、生存や労働能率が損なわれる、端的に言えば飢餓水準ということになる。この飢餓の状態を貧困とみる考え方は、貧困の最も際立った側面をとらえたものである。こうした考え方は、歴史的にみても社会的にみても変わらない絶対的なものであり、今日においても根強く存在している。

(2) タウンゼントの相対的貧困論

それに対して、タウンゼントは貧困の相対性に着目する。タウンゼントの考え方は、社会的諸制度の変化や産業の発展を通して新しく生まれてくるニーズを、産業や国家の法律や規則により規制されている生活様式、慣習、社会的活動ととらえ、その時代のその社会の生活様式や慣習、社会的活動から事実上締め出されている状態を貧困と考えたのである（P. タウンゼント「相対的収奪としての貧困」、D. ウィッダー

バーン編著、高山武志訳『イギリスにおける貧困の理論』所収、光生館、1977年）。

例えば、産業の発展が様々な商品やサービスを生み出し、それらはマスメディアを通して社会的に新しい慣習として人々に受け入れられ、社会に浸透していく。また、社会制度の一つとして、両親の教育に対するニーズは、靴や学校の制服の着用といった社会的規範のみならず、義務教育、無償教育、無料の学校給食やミルクなどについての公的規則によって、とりわけ影響を受けるのである。また、高等教育に対する国の補助金や奨学金制度の在り方が国民の教育負担に大きく影響することになる。さらにまた、国の住宅政策によって、例えば公営住宅中心の政策なのか持ち家政策中心なのかによっても、国民の住宅に関する負担は大きく変化することになる。社会保障・社会福祉政策にしても、例えば、医療保障を税金を財源とする国民保健サービスとして提供されるのか、社会保険中心で提供されるのか、あるいは民間保険中心に提供されるのかでは、国民の医療に対する負担は大きく変わることになる。

従って、人々の生活様式や慣習、社会的活動は、社会に対しあるいは歴史的にみても相対的なものとなり変化するとともに、貧困の様相も変化することになる。いわば、その時代その社会の社会的標準的「人並みの生活」を満たしえぬ状態を貧困と考えたのである。彼はその状態を「相対的剥奪・欠乏 Relative Deprivation」と呼んだのである。

(3) 朝日訴訟にみられる相対的貧困論

朝日訴訟の判決もまた、この相対的貧困の考え方を示している。1960年の第1審判決では「健康で文化的な生活水準」とは「それ自体各国の社会的文化的発達程度、国民経済力、国民所得水準、国民の生活感情等によって左右されるものであり、したがってその具体的な内容は決して固定的なものではなく通常は絶えず進展向

特集・日本国憲法と生存権

上しつつあるものとする」とした。朝日訴訟は争うべき対立点はあったとしても、貧困についての考え方は最高裁判決でも支持され「文化の発展、国民経済の進展に伴って向上するのはもとより、多数の不確定要素を総合考察」して決定されるとした。

この裁判を通じて「健康で文化的な生活水準」とは、ただ単に辛うじて生物として生存を維持できる程度のもではなく、「人間に値する生存」を維持するものでなければならないこと、そしてその水準は、社会文化的発達程度や国民経済の進展、国民所得水準、国民感情等に影響され、通常、絶えず向上進展するものであることが明らかになったのである。

1960年の第1審判決以後、保護基準の算定方式はマーケット・バスケット方式からエンゲル方式、格差縮小方式そして水準均衡方式へと変化し、保護基準そのものも上昇し、一般世帯との格差は急速に縮小することになる。1960年当時、一般世帯の消費水準を100とすると生活保護受給世帯は38であったものが、今日においては、60台後半にまで縮小している。

2. 「人間に値する生活」の具体的内容・生活の「機能」

(1) 相対的貧困論の欠陥の露呈

例えば、相対的貧困論の考え方に基づいて、生活保護基準は先述のように今日水準均方式によって算定されている。高度経済成長期からバブル経済までは、まがりなりにも賃金や国民所得は右肩上がりに上昇を続け、それに比例して保護基準の改正も行われてきた。しかし、1995年頃から賃金や国民所得の低下傾向が顕著になると、相対的貧困論の考え方からすれば、保護基準も引き下げることになる。事実、2004年4月には戦後初めて保護基準は0.9%、2005年4月には0.2%引き下げられ、また、2005年4月には老齢加算削減・廃止そして2005年4月には母子加算も削減・廃止が実施された。そして、

2006年の「骨太方針」では、本格的な保護基準の引き下げを図ろうとしている。相対的貧困論の欠陥がここにきて現れたことになる。

1947年に初めて最低生活費・保護基準の算定方式として導入されたマーケット・バスケット方式は、最低生活を営むために必要な消費財貨を1つ1つ積み上げて、その価格を合計するという方式で、そこから「全物量積み上げ方式」とも言う。この方式の利点は、個別具体的に生活の内容を表すことができる点にある。ただし、この方式は、飲食物費については栄養学の発達により的確な指標があるが、その他の費目については、的確な指標に乏しく、作業が複雑で時とともに変化する生活様式を反映することが容易でないという欠点があった。事実、一般世帯の消費水準を100とした生活保護世帯の消費水準は、1952年の54.8から1960年には38.0まで格差は広がることになる。

1960年の朝日訴訟第1審判決の影響もあり、その後、この格差を縮小することが課題となり、1961年にはエンゲル方式、1965年には格差縮小方式そして1984年には水準均衡方式と変遷することになる。その結果、一般世帯との格差は縮小し現在ほぼ60台後半を維持している。しかし、格差縮小方式から水準均衡方式になると、一般世帯との対比によって決定されることから、保障すべき最低生活の具体的内容が不明確となったのである。保護基準でどのような内容の生活を保障しているかが明らかでないということは、どういう生活の内容を守るべきかといった、本来、生存権保障の中に含まれる防波堤・抵抗線としての機能が失われることになる。従って、一般世帯の賃金や国民所得が低下すれば、際限なく保護基準も低下し歯止めがきかなくなる恐れがでてくる。

(2) 「人間に値する生活」の具体的内容・生活の「機能」

今日ほど相対的貧困論の欠陥が問題となる時

期もないが、相対的貧困論そのものに欠陥があったということもできる。タウンゼントとアマルティア・センとの論争（アマルティア・セン著、池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』、岩波書店、1999年7月、186頁参照）がそれを表している。センはその論点を「絶対・相対の間のやりとりは、同じ機能を満たすために必要になる財が多様であることに関連している（例えば、「コミュニティの暮らしに参加する」とか、アダム・スミスの「恥をかくことなく人前に出られるか」といった機能を達成するにも、豊かな国ではより多くの財が必要になる）。」と述べている。

すでにみたように、タウンゼントが、ラウントリーの絶対的貧困論を批判して、生活様式や慣習、社会的活動の変化に伴う財の多様性に注目し、歴史とともに、社会とともに変化する相対的貧困論を展開したのに対し、センは、その違いを、生活の「機能」を達成するための財の多様性に求めている。つまり、生活は「機能」によって構成され、その機能を達成するための手段である財が、歴史とともに社会とともに社会状況によって変わるといえるものである。センにとっては、財や財の組合せである生活様式が焦点ではなく、生活の機能が焦点となる。

センによれば、個人の福祉は、その人の「生活の質」、いわば「生活の良さ」とみることができ。生活とは、相互に関連した「機能」（ある状態になったり、何かをすること）の集合であり、人間の存在は、機能によって構成されている。

その機能は、「適切な栄養を得ているか」「雨露をしのぐことができるか」「健康状態にあるか」「避けられる病気にかかっていないか」などの基本的な機能から、「読み書きができるか」「移動することができるか」「人前に出て恥をかかないでいられるか」「自尊心を持っていられるか」「社会生活に参加しているか」などの複雑な機能まで多岐にわたっている。

この「機能」の概念の中に、人間の福祉・「生

活の質」の具体的内容が示されている。ここにセンが上げている生活の機能は、個々人が自分の趣味を達成する機能のように、個人の単なる欲求を実現するといったいわば個人的機能と区別して、人間の生にとって基底的で、誰にとっても共通した、したがって容易に合意可能で重要な機能を上げている、と考えられる。まさに、「人間に値する生活」を構成している機能なのである。

このような「人間に値する生活」の具体的機能を明示することの利点は、人々がそれぞれ、生活のいかなる機能が剥奪されているかをはっきりさせる点にある。逆にどのような生活の機能において社会的支援が必要なのかを明らかにできる点にある。

では、あらゆる人間が、こうした生活の機能を達成できる状態にあるのであろうか。センによれば、人間存在の多様性によって、生活の機能は達成できる場合とできない場合が存在することになる。人間存在の多様性は、第1に、個人の身体的な特徴の違いにある。それは、年齢、性別、身体的精神的障害があるか健常者であるか、健康状態などの個人的条件である。第2に、人々が置かれている社会的状況の違いにある。それは、人種差別、性差別、社会階級、カースト、行き届いた医療施設があるかなどの社会保障・社会福祉制度の状態、犯罪や暴力などである。もう一つ付け加えるならば、第3に、以上の2つの多様性が配慮されずに固定化されれば、多くを欲する「勇気がもてないほど打ち砕かれている」状況となる。これは個々人の心理的抑圧的状況といえる。こうした状況に至れば、「貧困の罟」から容易には抜け出ることが困難となる。

以上のような人間存在の多様性は、所得や財を生活の「機能」の組合せに変換する能力（変換率）の違いとなって現れることになる。センは、人間の存在がそもそも不平等な存在であることから出発しているのである。例えば、同じ

特集・日本国憲法と生存権

所得や財を持っていたとしても、身体的精神的障害があったり、高齢であったり、あるいはひどい性差別や人種差別がある場合には、「人前にでて恥をかかないでいられるか」とか「社会生活に参加できるか」などといった重要な「機能」を達成できないことが生じるのである。

したがって、人間存在の多様性は、生活の機能を達成できる自由・可能性の違いとなって現れることになる。センは、ある個人が選択可能な機能のすべての組合せを「潜在能力」と呼んでいる。このように、人が選ぶことであろうものの達成に有効な力として「自由」を捉えるのである。潜在能力の違いは自由の不平等ということにもなる。それは消極的な自由の概念ではない。福祉・「生活の質」を構成している機能を達成できる積極的な自由を意味しているのである。

センは、「貧困」の概念を「受け入れ可能な最低限の水準に達するために必要な基本的な潜在能力が剥奪された状態」と定義づけることになる。したがって、貧困を撲滅することを目的とする公共政策は、貧困をもたらす人間存在の多様性への配慮から生まれるであろう。第1の多様性である個人の身体的特徴の違いや第3の心理的抑圧的状况への配慮は、社会福祉サービスの根拠となる。第2の多様性である人々が置かれている社会的状況の違いに対しては、人種やジェンダー、階級などの社会的差別、社会保障・社会福祉諸制度のあり方、犯罪や暴力、戦争などの社会問題の解決にどう向き合うかということの意味している。

「機能を達成できる自由」の上に、「エージェンシーとしての自由」を想定している。「エージェンシーとしての自由」とは、個人が価値を認めるものを達成するための自由である。犯罪が目の前で行われている場合あるいは人々の福祉が損なわれている場合、「共感」し、更には「コミットメント」していくことを意味している。基本的権利の主張は、その権利を守る義務

が生じることをも意味している。個々人の潜在能力を高め貧困を撲滅することは、民主主義社会を支え発展させるための礎となるのである。それは、ギディンズが唱える積極的福祉としての個々人のエンパワーメントの問題と呼応するものでもあろう。

3. 生活の機能を達成できる最低生活基準とは何か

—京都総評の「最低生計費試算」—

センの貧困論は一般に「潜在能力アプローチ」といわれている。潜在能力アプローチから、最低生活基準を導き出すことも可能であろう。つまり、福祉・「生活の質」の構成要素としての機能を最低限達成できるような最低生活基準とは何かが、次の課題となる。

その試みが、京都総評の「最低生計費試算」である。この試算をする際の基本的な考え方は、潜在能力アプローチに基づいている。潜在能力アプローチは、相対的貧困論の優位性を引き継ぎながら、その欠陥を克服しているからである。

京都総評の「最低生計費試算」は、センの生活の基本的機能を達成できるように、物量を一つ一つ積み上げて計算する「マーケットバスケット方式」による算定である。マーケットバスケット方式の利点は、最低生活の明示する消費生活内容を、品目別に一つ一つ積み上げることにより、その不当の判断が理解しやすいことにある。それを算定する場合の基本的な考え方を次に紹介することにする。

例えば、「適切な栄養を得ているか」という機能についてみると、その機能が達成できるようなカロリーと栄養素を満たすように計算されているが、その飲食費は、今日の生活様式を反映するような献立を想定し、その価格は今日の低所得層の購入する場合の価格を想定し計算している。その意味では相対的貧困論を引き継いでいる。

また、「人前にでて恥をかかないでいられる

か」という機能については、「持ち物財調査」を実施して、家具や家事用品、教養娯楽用品、身の回り用品、被服及び履き物など、その保有率が7割を超えるものを「必需品」と考えて、それらのものを保有することによって「人前にでて恥をかかないでいられるか」という機能が達成できるとともに、今日の生活様式を満たすことを想定して算定している。

「社会生活に参加しているか」という機能については、特に教養娯楽サービス費や交際費の算定の際に考慮する必要がある。これらの算定の際には「生活実態調査」の結果を基礎資料としている。教養娯楽サービス費としては、年1度の一泊旅行や年に2度の日帰りバス旅行を想定し、映画や音楽会、スポーツ鑑賞などを月に1度できるように想定している。また、交際費については、低所得者の場合、特にその節約が目立つ費目であることを考慮して、また、その節約が「社会生活に参加しているか」という機能を達成できなくなることを考慮して、なるべく社会的標準的な水準で算定している。

とりわけ、高齢者の場合には、一般的に流布しているような社会から離脱している存在（理論的には、パーソンズの「病人の役割論」がある。パーソンズ著、佐藤勉訳、『社会体系論』青木書店刊、X章参照）ではなく、社会生活に積極的に参加している姿を想定している。この場合にも、今日の高齢者の日常生活動作の実態や消費生活の実態に基づき、今日の高齢者は、病気がちで無能力な状態ではなく「病気とうまく付き合いながら」生活している状態にあり、消費生活も教養娯楽費や交際費の上昇がみられ、社会的責任から免除されている状態ではなく、積極的に社会生活に参加している姿を想定している。

また、センがいう高齢者に対する配慮に基づいて算定している。高齢者は、咀嚼力が低下していること、それに伴う栄養価の高い食物の摂取、家族、親族、友人、地域社会とのつながり

が広く、それに伴う社会的体裁維持のための交際費の必要性が高いことなどを考慮して算定している。

以上のような考え方に従って試算したのが、京都総評の最低生計費試算である。その詳細については、拙稿「構造改革」の下での「生活崩壊」と最低生計費」（「賃金と社会保障」2006年7月上旬号所収）を参照されたい。

4. 労働組合による下からの最低生計費を機軸としたナショナルミニマムの実現

(1) 包括的な最低生活保障の体系ーナショナルミニマムー

憲法25条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障する」といった場合の「営む」とは何かということに注意を要するであろう。最低限度の生活を営むということの意味は、先のセンの潜在能力アプローチを想起されたい。福祉・「生活の質」を満たすために最低限必要とされる機能を達成できるものでなければならない。その手段として、所得保障が必要であることはすでに最低生計費としてみてきたところである。

そこでまず、最低生活保障の体系は、所得保障としての社会保障制度である。それは、第1に、病気やケガ、障害、失業、高齢など生活上の事故や起伏に対する所得保障制度がある。これは生活上の事故が発生した場合に放っておけば貧困に陥るのであるが、その貧困の原因を除去することを目的とした防貧としての機能がある。第2に、貧困に陥った場合の所得保障制度が必要とされる。これは、貧困の救済という意味でいわゆる救貧としての機能がある。前者は多くの国では社会保険制度で対応している。後者は公的扶助制度で対応している。

所得保障としての社会保障制度だけでは、最低生活を営むことはできない場合がある。生活を「営む」ことを可能とするためには、他の援助を必要とする場合がある。児童や障害者、高

特集・日本国憲法と生存権

齢者など、自立した生活が困難となる場合がある。センのいう人間存在の多様性の第1にあげた個々人の身体的特徴の違いや第3の心理的抑圧的状况を配慮する必要がある。例えば、身体的介護、孤立・孤独を防ぐための精神的介護が必要となったり、場合によっては、買い物や食事の支度、掃除、洗濯といった生活援助が必要となる。また、何よりも自立した生活が困難となった場合に、その生活の状態を聞き理解し共感するとともに、どういった福祉サービスを受けられるかなどの相談を受ける総合的相談が必要となる。

以上のような所得保障制度や社会福祉サービスは、最も分かりやすい最低生活保障の体系であるが、生活を営むといった場合には、それだけでは、基本的なものが欠けていることになる。それは、生活の一般的条件・基盤＝「生活基盤」である。いわば、生活を営むための土台となるところである。例えば、住宅、教育、医療、交通、通信、水道、ガス、電気といったものである。生活基盤は“ライフライン”として一般的に知られているものである。それがないと生活が成り立たない、基本的な土台を意味している。これは、社会の存立、したがってそれを構成している人間の存立にかかるものであることから、しかも個々人がそれを建設したり維持する場合には莫大な費用がかかることから、従来、国や自治体はその建設や維持・運営を行ってきたものである。

以上のような所得保障制度や社会福祉サービスを運営・維持し、生活基盤を建設・運営するためには、税金や社会保険料を財源とすることになる。そのためには、それを負担する現役労働者をはじめとした勤労者の雇用と所得の保障が必要となる。現役各層の最低生活を保障することにより、貧困に陥ることを予防するとともに、担税能力を高めるためである。それが、完全雇用政策であり、最低賃金制度である。あるいは、最低賃金制度を補完するための児童手当

制度である。

最後に、以上のような社会保障体系の前提条件として、性差別や人種差別、階級対立、暴力や犯罪、平和の問題に立ち向かう必要がある。

最低生活保障の体系としてのナショナルミニマムは、いかに包括的でなければならないかがおわかりになったと思う。その包括性とは、第1に、全国民を包括すること、第2に、最低生活を営むためには包括的な体系が必要とすること、といった2つの意味がある。

(2) 国民生活崩壊の構造－「賃金依存率」の急激な上昇－

こうした包括的な社会保障体系を維持・運営するためには費用負担の問題が残る。その費用は、労働力を長期的及び短期的に再生産するための費用とみることができる。したがって、この労働力の再生産費用は、直接賃金として支払われるものと、社会保障・社会福祉諸制度や生活基盤に関わる諸制度を通して、現金や現物、サービスといった形を取って間接的に社会的給付される部分から成り立っている。前者はいわゆる「直接賃金」であり、後者は「間接賃金」といわれるものである。後者は、個人や企業が支払う税金や保険料を財源とし、所得の再分配として社会的に給付される。近年では、それに加えて医療や福祉サービスなどの利用料・使用料などの名目で負担の一部が利用者から徴収されることが増えている（医療や介護の自己負担、ホテルコスト、給食の実費、障害者の自己負担など）。

80年代の臨調「行革」から95年以降の「構造改革」において、社会保障や社会福祉あるいは生活基盤に関わる規制緩和、民営化、商品化が進行している。その中で、それらの費用負担の問題が国民・労働者世帯にとって大きな問題となっている。

まず第1に、労働力の総再生産費が直接賃金と間接賃金の総和であるとすれば、この間の間

接賃金の削減をその分直接賃金の補填がなければ、労働力の総再生産費は低下し、国民・労働者世帯の生活は低下することになる。しかし、直接賃金は1997年と比較するとほぼ1割減少している。

第2に、間接賃金の低下は、それを補うための自助努力を必要とする。すなわち、公的年金の支給開始年齢の引き上げや年金額の引き下げを補おうとすれば、個人年金に加入せざるを得ない。また、医療保険の保険給付が引き下げられると、それだけ窓口負担が増え、それに備えるために生命保険やガン保険、成人病保険などの民間保険への依存を強めざるを得なくなる。それだけでなく、住宅や教育に関わる費用は、わが国においては自己負担比率が高く、多くの世帯では多額のローン返済をほぼ生涯にわたり払い続けている。

第3に、直接賃金から税金や保険料を差し引いた可処分所得が低下すれば、国民・労働者世帯の生活は悪化することになる。それは直接賃金と税金・保険料の伸び率との関係による。この間、直接賃金の伸び率よりも税金・保険料の伸び率が大きく、したがって可処分所得は低下している。

第4に、税金や保険料は、その支出の選択の幅が非常に狭くしたがつて「社会的固定費」としての性格が強い費目であるが、それ以外にも、生活基盤確保のための支出である住宅費、教育費、水道・光熱費、交通通信費もまた同様の性格をもつ。しかも住宅や教育の確保のためにローンに依存していることを考えれば、住宅・教育ローン返済額も同様の性格をもつ。また、民間保険掛金もまた上記の理由で同様の性格をもつ。これらも社会的固定費とするならば、直接賃金から社会的固定費総額を差し引いた額が「実質的可処分所得」となる。この実質的可処分所得が低下しているのである。それは、いうまでもなく、国民・労働者世帯の生活の悪化を意味している。

第5に、以上のことは、結局、労働力の総再生産費の多くが直接賃金への依存を強めていることを意味している。これを「賃金依存率」として表すと、社会的固定費総額／直接賃金ということになる。この賃金依存率が臨調「行革」から「構造改革」にいたる今日まで急速に上昇しているのである。

第6に、近年、低所得層ほど「賃金依存率」が高くなる傾向を示し、それだけ低所得層では、本来、節約・削減が困難な国民健康保険料や国民年金保険料の滞納・未納が増大したり、住宅ローンなどの多重債務で自己破産したり、授業料を払えずに退学したり、経済苦から自殺者が増えている。低所得層では、生活破壊の可能性が増えているのである。

第7に、低所得層を増大させ「賃金依存率」を高めれば、結局は生活破壊が進み、生活困窮者が増えて、生活保護受給世帯を大幅に増やす結果となるのは目に見えている。

第8に、結局は、「構造改革」を続けていけば、国民生活は総体として崩壊していくことになる。自己責任あるいは自助努力の政策をとることは、本来、直接賃金をそれに見合うだけ増大させることを意味しているが、直接賃金を引き下げて、しかも自己責任を強めることは、本来、矛盾した政策と言うことになる。その矛盾は、国民生活の崩壊を意味することに他ならない（詳しくは、拙稿「労働者の生活とナショナルミニマム」、『労働総研クォータリー』2006年春夏合併号所収、参照）。

(3) 国民生活の再構築

京都総評の「最低生計費試算」を機軸として、生活保護基準、最低賃金、リビングウェッジ・公契約条例、最低保障年金、課税最低限（生活費非課税原則）、国民健康保険料の減免などの幅広い運動の展開が必要である。憲法25条の「生存権」を守る闘いという共通した理念のもとに、ナショナルミニマムの実現を図ることなしには、

特集・日本国憲法と生存権

国民生活の崩壊を防ぎ、国民生活の再構築を図ることはできない。

すでに述べたように、生活保護制度における高齢加算の廃止、母子加算の削減・廃止が断行されている。これに対しては、「生存権裁判」が京都を皮切りに秋田、新潟、広島、北九州で行われている。東京や埼玉などでも準備が進められている。各地域で展開されている「生存権裁判」は、弁護団

を中心に相互に連携をもって展開されている。支える会や世話人会も組織され、その支援体制を整えている。しかし、その闘いは、点から始まって線になろうとしているにすぎない。面となるためには、労働組合をはじめとして業者団体や福祉の当事者団体、消費者団体、住民運動などの幅広い大衆運動が必要である。

(かねざわ せいいち・理事・佛教大学教授)